

⑧

令和7年市議会6月定例会

報 告 事 項
(その2)

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第22号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	3
報告第23号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	6

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 7 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 18 日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 1,122,715 (車両修理費等)	静岡市清水区 庵原町 139 番地の 18	有限会社田引 電気工事 代表取締役 田引 良枝	令和 6 年 10 月 29 日 静岡市清水区 山原字大谷津 847 番地先	高所作業車の操作中、 アウトリガー設置箇所の 道路が陥没し、アウト リガー等を損傷させる とともに、車両が傾き高 所作業台が隣接地の引 込柱に接触し、損傷させ た事故である。
円 319,000 (引込柱修理費等)		山原水取場 代表 		

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 44,475 (車両修理費)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	令和7年 2月16日 静岡市駿河区 青沢地内	市道を自動車で走行中の相手方が、道路上の落木に乗り上げ、フロントバンパー等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年6月20日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 43,500 (車両修理費)	[REDACTED]	[REDACTED]	令和7年 1月28日 静岡市葵区 追手町 5番1号 静岡市役所静岡 庁舎新館地下一 階駐車場	静岡市役所静岡庁舎 新館地下一階駐車場の シャッター操作を誤り、 相手方車両のアンテナ を損傷させた事故であ る。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月4日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額 (円)	変 更 概 要
令和6年度環ご第1号 清水ストックヤード建設工事 (令和6年7月10日議決)	当初 883,300,000 第1回変更後 879,211,300	矢板工による遮水壁の造設にあたり、既設排水管路の切り回しを想定していたが、当初想定していなかった民地排水の接続が確認されたため、排水管路工を減工し、矢板工の一部を地盤改良工に変更する。 (当初議決より 4,088,700円減額(0.46%減))